

「在留中の経費支弁能力を証する書類」について

査証関係の申請の際には、あなたが日本滞在中に発生する費用を負担する能力があるということを証明する書類が求められる場合があります。求められる書類は「あなた自身が学費・生活費を支弁する場合」と「あなた以外の人（例：両親等）が学費・生活費を支弁する場合」によって異なります。

あなた自身が学費・生活費を支弁する場合

奨学金の受給証明書、RAの雇用予定証明書等

本人名義の銀行等における預金残高証明書（一般に50万円程度あればよいと言われている）

送金証明書（適宜）

預金残高証明書を提出する場合、借金して一時的に入金し、残高証明書作成後に出金したというような状況でないことを証明するため、課税証明書又は在職証明書等本人の資産形成過程の合理性を裏付ける資料を添付すること。（過去2年分程度の入出金状況の分かる銀行の通帳コピーで足りる場合もある。）

あなた以外の人学費・生活費を支弁する場合

経費支弁者作成の経費支弁書

経費支弁者に係る次の文書（いずれか一つもしくは複数）で、学生の学費・生活費を支弁することを証明するもの。

- ・ 経費支弁者の課税証明書（総所得が記載されたもの）
- ・ 源泉徴収票
- ・ 確定申告書の写
- ・ 経費支弁者に係る預金残高証明書

預金残高証明書を提出する場合、借金して一時的に入金し、残高証明書作成後に入金したというような状況でないことを証明するため、課税証明書又は在職証明書等本人の資産形成過程の合理性を裏付ける資料を添付すること。

本人と経費支弁者の関係を証する文書

本件照会先：

総合研究大学院大学

学務課学生係

Tel: 046-858-1526/1527

Fax: 046-858-1632

Email: gakusei@ml.soken.ac.jp